

助成対象者本人であることを証明する書類

申請者	提出形態	
<p>中小企業者 中小企業団体</p>	<p>・郵送提出(写) ・メール提出(PDF/写真)</p>	<p>①印鑑証明書発行後3か月以内 ②登記事項証明書 履歴事項全部証明書 } いずれか一つ 現在事項証明書 } (発行後3か月以内・オンライン取得不可) ※資本金の額及び代表者名が記載されていること ※中小企業者のうち、資本金の額が規定を超えている場合は、 下記の従業員数が確認できる書類を一つ提出してください。 ・労働保険概算保険料申告書(控え) ・法人税確定申告書添付書類(法人事業概況説明書)など *公的機関の受領印があること。無ければ、記載された金額を支払った領収書を併せて提出してください。</p>
<p>会社以外の法人</p>	<p>・郵送提出(写) ・メール提出(PDF/写真)</p>	<p>①印鑑証明書(発行後3か月以内) ②登記事項証明書 履歴事項全部証明書 } いずれか一つ 現在事項証明書 } (発行後3か月以内・オンライン取得不可) ③従業員数を確認できる書類 ・労働保険概算保険料申告書(控え) ・法人税確定申告書添付書類(法人事業概況説明書)など *公的機関の受領印があること。無ければ、記載された金額を支払った領収書を併せて提出してください。</p>
<p>個人</p>	<p>・郵送提出(写) ・メール提出(PDF/写真)</p>	<p>次のうちいずれか一つ提出してください。 ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ※被保険者等記号・番号及び保険者番号をマスキング(黒塗り)して提出してください。 ・マイナンバーカード(表面) ※マイナンバー(個人番号)の記載がある裏面は提出しないでください。 ・外国人登録証明書 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・印鑑証明書(発行後3か月以内) ※有効期限内のものであること。 ※記載内容がはっきりと確認でき、現住所・氏名の記載があるもの。 ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写し。 ※住所の記載がない場合は、住所が確認できる書類を併せて提出すること。 ※日本で発行されたものであること。</p>
<p>マンション等管理組合 ※法人を除く</p>	<p>・郵送提出(写) ・メール提出(PDF/写真)</p>	<p>・管理組合同規約 ・総会議事録(代表者が選任されたことが分かるもの)</p>